

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護 グループホーム金さん銀さん 料金表】

計算方法：1単位＝10円

（1割負担の方は×1の金額 ・ 2割負担の方は×2の金額 ・ 3割負担の方は×3の金額 が料金となります）

（1日あたりの単位） R6.8.1～

算定項目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 自己負担額	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
初期加算	30単位	登録した日（30日を超える入院後の再入居を含む）から起算して <u>30日以内の期間</u> に加算されます。				
※ 医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37単位	看護職員による健康管理や医療機関の医師との連携がとれる体制をとっている場合に加算されます。				
※ 医療連携体制加算（Ⅱ）	5単位	医療的ケアが必要な利用者の方を受入れ介護を行っている場合に加算されます。				
※ 協力医療機関連携加算（1）	100単位 (1月につき)	看護職員による健康管理や医療機関の医師との連携がとれる体制をとっている場合に加算されます。				
※ 看取り連携体制加算	72～1,280 単位	本人・家族の希望により看取り期における介護を行った場合（死亡日及び死亡日以前45日以下）に加算されます。				
退居時情報提供加算	250単位	医療機関等に入院する場合において、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合に加算されます。				
入院期間中の再入居体制	246単位	病院や診療所に入院する必要が生じ入院後三月以内に退院することが見込まれる場合であって、利用者および家族の希望等を勘案し、退院後再入居できるような体制を整えている場合に算定されます。（1月に6日を限度とする）				
退居時相談援助加算	400単位 (1月につき)	退居後に居宅サービスや地域密着型サービスを利用する場合において、関係機関との連携や退居後の生活に関する相談等を行った場合に加算されます。				
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算されます。				
若年性認知症利用者受入加算	120単位	若年性認知症利用者の方に加算されます。				
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位 (1月につき)	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション事業所のリハビリ専門職の助言等に基づき、生活機能向上を目的とした計画を作成した場合に加算されます。				
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位 (1月につき)	介護職員や看護職員等が栄養状態について確認を行い、口腔の状態および栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合に加算されます。				
科学的介護推進体制加算	40単位 (1月につき)	利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、科学的介護情報サービスを用いて厚生労働省へ情報を提供するとともに、PDCAサイクルによる質の高いサービスを実施する体制を整えている場合に加算されます。				
高齢者施設等 感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位 (1月につき)	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うなど対応についての体制を整えている場合に加算されます。				
新興感染症等施設療養費	240単位	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえで、感染した利用者に対し施設内で療養を行った場合に算定されます。（1月に1回、連続する5日を限度とする）				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	介護職員における介護福祉士の職員が占める割合が、一定基準以上（70%以上）を満たした場合に加算されます。				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記の合計単位数の18.6%が加算されます。					

※の各加算は要介護者のみ、対象となります。

居室費	38,000円（1月あたり）
共益費	18,000円（1月あたり）
食費	1,100円（1日あたり）

※ その他、消耗品（紙おむつ、尿とりパットなど）や必要物品は実費相当の金額を請求させていただきます。
寝具リース代（基本 2,530円/月） 入浴後の洗濯代行代（1ネット/回 220円）